

第8期

京田辺市 高齢者保健福祉計画

概要版



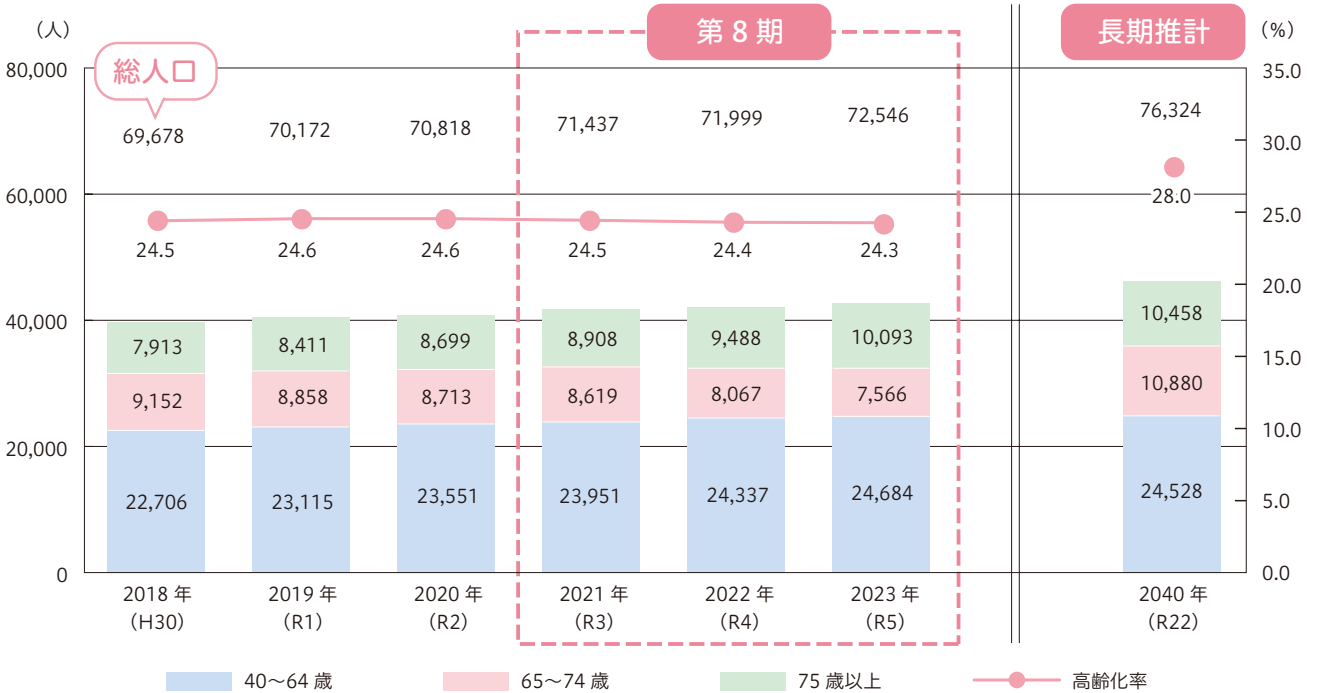
令和3年(2021)

京田辺市

京田辺市の姿

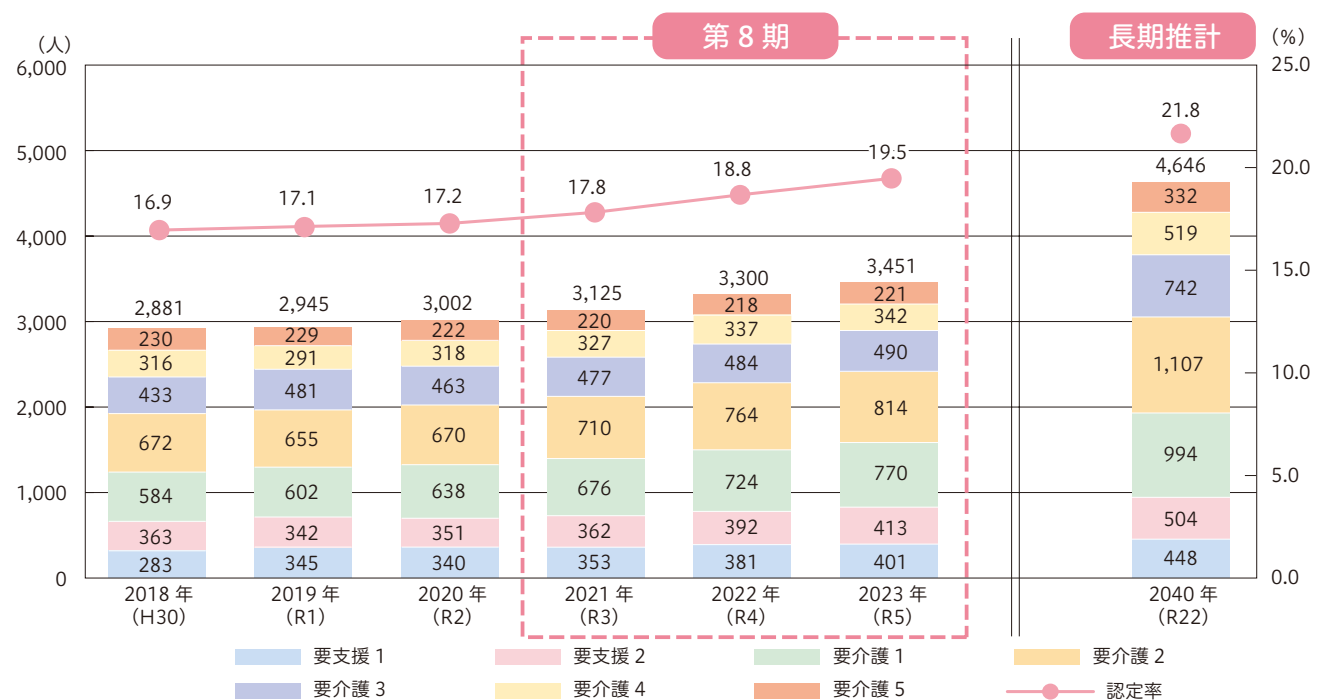
人口・被保険者数

計画期間となる令和5年(2023)までの総人口については今後も増加傾向で推移し、高齢化率(人口に占める65歳以上の割合)は横ばいで推移する見込みですが、75歳以上の後期高齢者が増加していきます。また、長期推計では令和22年(2040)にかけて高齢化率の上昇が見込まれます。



要支援・要介護認定者数

団塊の世代が後期高齢者となる時期を迎えることで要介護認定者数はこれまでの推移よりも増加が大きくなり、認定率(被保険者に対する要支援者・要介護者の割合)も上昇傾向が続くことが見込まれます。



計画の基本的な考え方と基本理念

1 計画策定の趣旨と背景

制度・福祉分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超え、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

地域包括ケアシステムの強化とともに、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040)も見据え、サービスの提供基盤や高齢者介護を支える人的基盤の確保を図り、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向け、「第8期京田辺市高齢者保健福祉計画」を策定します。



2 計画期間

年度	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)		R22 (2040)
計 画 期 間	第7期											
			第8期(本計画)									
							第9期					

3 基本理念

本市では、高齢者をはじめ、全ての市民が住み慣れた地域とともに支え合いながら、心豊かで生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことのできる地域づくりを推進するため、社会全体で高齢者を支える共生社会づくりを目指してきました。

第8期計画では、これまでの基本理念を引き継ぎつつ、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指し取り組んでいきます。

**みんなで支え合い、豊かに年を重ね
安心して暮らせる地域共生社会を目指して
～「高齢者」が「幸齢者」になれるまち～**

基本目標

基本理念を実現していくため、5つの基本目標を設定します。

基本目標 1

高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防



- 1 健康づくりの推進と健康寿命の延伸
- 2 生きがいづくりと社会参加
- 3 介護予防サービスの推進

重点的に推進する事項

健康寿命の延伸を図っていきます。

高齢者の通いの場を中心に介護予防・フレイル(健康な状態から介護が必要な状態に移行する中間の段階)対策を実施し、健康寿命の延伸を図ります。

基本目標 2

認知症施策の推進



- 1 認知症に対する理解の促進と本人支援
- 2 認知症に関するサービスの充実と介護者支援
- 3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

重点的に推進する事項

認知症の人の個別ケア会議の充実を図ります。

認知症になってもできるだけ長く地域での暮らしが可能となるよう、地域の見守り体制や協力機関との連携の構築に向けた個別ケア会議を開催します。

基本目標 3

高齢者が安心して暮らせる地域づくり



- 1 社会参加の場づくりとネットワーク化
- 2 生活支援コーディネーターの活用
- 3 住み慣れた地域で暮らし続ける環境づくり
- 4 高齢者の尊厳を守る取組

重点的に推進する事項

高齢者の社会参加を促進します。

生活支援コーディネーターの配置により高齢者のニーズを把握し、いきいきポイント事業や居場所づくり支援事業に生かすことにより高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者が安心して暮らせるよう地域の支え合いの事業を促進します。

基本目標 4

地域共生社会づくりに向けた地域包括ケアシステムの強化



- 1 地域包括支援センター機能の充実
- 2 多職種(介護・医療など)の連携
- 3 支え合いの仕組みづくり

重点的に推進する事項

個別ケア会議の充実を図ります。

高齢になっても住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを継続することができるよう、個別ケア会議の場を通じて、介護・医療を含めた専門職や関係機関との連携強化を図ります。

基本目標 5 介護サービス内容の充実と質の向上



- ① 適切な要介護等認定の実施
- ② 介護サービスなどの充実
- ③ 介護保険制度の適正・円滑な運営

重点的に推進する事項

介護保険財政の適正化を推進します。

認定から介護サービスの利用に至るまで、適正な実施ができるよう、要介護度や状態の変化により不要となったサービスの精査などによる質の向上に取り組むことにより、介護給付費の適正化や利用者への適切な介護サービスの確保に努めます。

SDGsのアイコンの掲載について

本市の高齢者保健福祉計画では、国際連合が持続可能な開発目標として掲げるSDGsの目標達成に貢献できるように取組を進めます。各施策において、SDGsの目標に関連する主なアイコンを掲載しています。



主な評価指標

重点的な目標指標を設定し、評価・検証しながら、施策に取り組めます。

※一例を掲載しています。		目標		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基本目標 1 高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防				
特定健診受診率	%	48.4	49.2	50.0
基本目標 2 認知症施策の推進				
認知症サポーター養成数	人	300	300	300
認知症カフェ開催数	回	60	60	60
認知症家族交流会開催数	回	6	6	6
基本目標 3 高齢者が安心して暮らせる地域づくり				
高齢者いきいきポイント登録者数	人	310	320	330
高齢者居場所づくり事業参加者数	人	450	460	470
高齢者居場所づくり事業実施自治会数	自治会	19	20	21
基本目標 4 地域共生社会づくりに向けた地域包括ケアシステムの強化				
個別事例の検討を行う地域ケア会議開催回数	回	6	6	6
ケアマネ等研修開催件数	件	3	3	3
権利擁護啓発事業の回数	回	1	1	1
基本目標 5 介護サービス内容の充実と質の向上				
介護人材の確保ができていない事業所の割合	%	63	65	67

介護保険サービス給付費の見込み

■ 総給付費

総給付費（予防給付費、介護給付費）については、第8期計画期間の令和3年度（2021）～5年度（2023）の3年間で約132億円を見込んでいます。

単位：千円

項目	年度	第8期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防給付費		86,607	92,664	97,496
介護給付費		4,176,301	4,309,789	4,465,393
総給付費		4,262,908	4,402,453	4,562,889
		13,228,250		

■ 標準給付費

総給付費を含む標準給付費については、第8期計画期間の令和3年度（2021）～5年度（2023）の3年間で約139億円を見込んでいます。

単位：千円

項目	年度	第8期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総給付費		4,262,908	4,402,453	4,562,889
特定入所者介護サービス費等給付額		100,921	95,581	99,961
高額介護サービス費等給付額		111,001	115,604	120,894
高額医療合算介護サービス費等給付額		13,520	14,277	14,930
算定対象審査支払手数料		4,529	4,782	5,001
標準給付費見込額		4,492,879	4,632,697	4,803,675
		13,929,250		

■ 地域支援事業費

地域支援事業費については、第8期計画期間の令和3年度（2021）～5年度（2023）の3年間で約5.8億円を見込んでいます。

単位：千円

項目	年度	第8期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防・日常生活支援総合事業費		94,807	98,257	102,495
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費		67,900	68,008	68,411
包括的支援事業（社会保障充実分）		27,199	27,917	28,082
地域支援事業費		189,906	194,182	198,988
		583,076		

※各費用の見込みには端数が含まれるため、3か年間総費用額と一致しない場合があります。

■ 保険料の段階設定

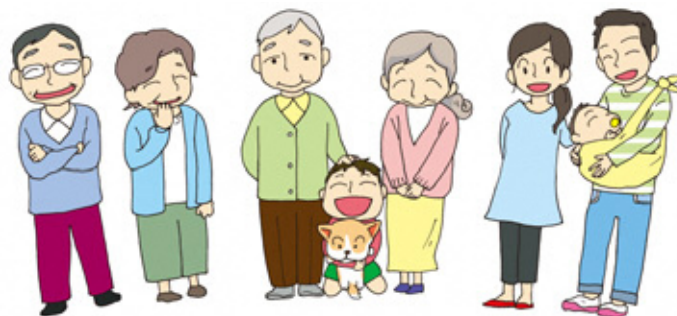
第8期の保険料段階の設定にあたっては、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな所得段階区分設定を行います。

段階区分	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給の方、本人が市民税非課税の老齢福祉年金受給の方、世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が年間80万円以下の方	×0.50 (0.30)
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が年間80万円超120万円以下の方	×0.65 (0.50)
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が年間120万円超の方	×0.75 (0.70)
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等が80万円以下の方	×0.90
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等が80万円超の方	×1.00
第6段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が125万円以下の方	×1.15
第7段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が125万円超190万円未満の方	×1.25
第8段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	×1.50
第9段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	×1.70
第10段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	×1.90
第11段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	×2.20
第12段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	×2.50
第13段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が1,000万円以上の方	×2.80

※黄色く色づけされている第5段階が基準額にあたります。

※第1～3段階の保険料は、()内の割合に引き下げています。

※合計所得金額は、第1～5段階の当該合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額となります。また、第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金などに係る雑所得の合計額から10万円を控除した額となります。



高齢者福祉に関わる施設の一覧

京田辺市老人福祉関連施設

市外局番：0774

	住所・電話		
常磐苑	草内五ノ坪6	TEL：62-3643	FAX：63-5588
宝生苑	大住内山7	TEL：68-2222	FAX：68-2228
三山木老人いこいの家	三山木谷垣内 6-1	TEL：68-2170	FAX：62-3888 (三山木福祉会館)

京田辺市地域包括支援センターあんあん

	担当地域	住所・電話
あんあん市役所 (京田辺市役所内)	田辺、一休ヶ丘、薪、新田辺西住宅、 新田辺東住宅、河原、興戸	田辺 80 TEL：63-1268
あんあん常磐苑 (老人福祉センター常磐苑内)	草内、新興戸、飯岡、東、府営住宅、山本、高木、 二又、南山東、南山西、山崎、出垣内、江津、 宮ノ口、同志社、同志社山手、多々羅、普賢寺、 水取、天王、打田、高船	草内五ノ坪6 TEL：68-1310
あんあん宝生苑 (老人福祉センター宝生苑内)	松井、西八、東林、岡村、三野、花住坂、 松井ヶ丘、山手東、山手中央、山手南、山手西、 大住ヶ丘、健康村、健康ヶ丘、大住飛地	大住内山7 TEL：68-0705

地域相談窓口

事業所名	住所・電話	
在宅介護支援センター 九十九園	大住池平 99-1	TEL：63-0804
京都田辺中央病院 京田辺市在宅介護支援センター	田辺中央六丁目 1-6	TEL：63-5163
京田辺市社会福祉協議会 ケアプランセンター	興戸犬伏 5-8	TEL：65-3826
セピアの園 京田辺市在宅介護支援センター	飯岡南原 41	TEL：65-4883
在宅介護支援センター つつきの郷	三山木西ノ河原 43-2	TEL：68-5155

認知症カフェ

事業所名	住所・電話	
すこやかカフェ リエゾン健康村	大住大坪 55-14	TEL：68-1765
なごみカフェ 洛和グループホーム京田辺	興戸郡塚 57-3	TEL：68-1266
さくらんぼcafé 特別養護老人ホーム やすらぎの杜	同志社山手二丁目 1-2	TEL：68-5800
いっきゅう茶論 京都田辺中央病院 健康管理センター	田辺中央六丁目 1-6	TEL：63-1111 (代)

※開催日時などの詳細は、各カフェにお問合わせください。

第8期京田辺市高齢者保健福祉計画（概要版）

発行：京田辺市 健康福祉部 介護保険課
〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地
TEL:0774-64-1373 / FAX:0774-63-5777